

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条―第十九条」を「第十六条―第十八条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条―第二十九条」を「第二十―第二十八条」に、「第三十条―第三十九条」を「第二十九条―第三十八条」に、「第四十条―第四十九条」を「第三十九条―第四十八条」に、「第五十条―第五十九条」を「第四十九条―第五十八条」に、「第六十条」を「第五十九条」に、「第六十一条―第六十二条」を「第六十条―第六十一条」に、「第六十三条―第六十六条」を「第六十二条―第六十五条」に、「第六十七条―第七十一条」を「第六十六条―第七十条」に、「第七十二条―第八十三条」を「第七十一条―第八十二条」に、「第八十四条―第八十五条」を「第八十三条―第八十六条」に、「第八十六条―第八十七条」を「第八十七条―第八十八条」に、「第八十八条―第八十九条」を「第八十九条―第九十二条」に、「第九十条―第一百一条」を「第九十三条―第一百四条」に、「百二条―百六条」を「百五条―百九条」に、「百七条―百十条」を「百十―百十四条―百十三条」に、「百十一条―百十四条」を「百十四―百十七条」に、「百十五条―百十六条」を「百十八条―百十九条」に、「百十七条―百十八条」を「百二十条―百二十一条」に、「百十九条―百二十条」を「百二十七―百二十三条」に、「百二十一条―百二十二条」を「百二十四―百二十五条」に、「百二十三―百二十三」に、「百二十四」を「百二十六―百二十七」に、「百二十五―百二十八」を「百二十八―百三十一」に、「百二十九―百三十」を「百三十二―百三十三」に、「百三十一―百三十四」を「百三十四―百三十七」に、「百三十五―百三十八」を「百三十八―百四十一」に、「百三十九―百四十二」を「百四十二―百四十五」に、「百四十三―百四十四」を「百四十六―百四十七」に、「百四十五―百四十八」を「百四十八―百五十一」に、「百四十九―百五十二」を「百五十二―百五十五」に、「百五十三―百五十六」を「百五十六―百五十九」に、「百五十七―百六十」を「百六十―百六十三」に、「百六十一―百六十四」を「百六十四―百六十七」に改める。

第五条第一項の表総務局の項中「、営繕課」及び「、戦略推進課」を削り、同表地域政策局の項中「地域政策課、過疎・地域振興課」を「地域政策総務課、都市圏魅力づくり推進課、過疎地域振興課」に改め、同表商工労働局の項中「海外ビジネス課」の下に「、ひろしまブランド推進課」を加え、同表土木局の項中「港湾企画整備課」の下に「、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課」を加え、同表都市局の項を削る。

第五条第二項中「戦略企画チーム」を「経営企画チーム」に改める。

第八条財産管理課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第八条営繕課の項を削り、同条戦略企画チームの項を次のように改める。

経営企画チーム

一 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整並びに重要施策の推進に関するこ
と。

二 行政組織に関すること。

三 広島県議会に関すること。（財政課の所掌に属するものを除く。）

四 広島県経営戦略会議及び広島県経済財政会議の運営に関すること。

五 広島県総合計画審議会に関すること。

第八条戦略推進課の項を削る。

第九条地域政策課の項を次のように改める。

地域政策総務課

一 地域政策局の庶務に関すること。

二 地域政策局所掌の主要な行政施策に関する企画及び総合調整に関すること。

三 総合交通対策に関すること。

四 地方交通対策に関すること。

五 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に関すること。

六 地域情報化施策の推進に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

七 電子自治体の推進に関すること。（総務局行政管理課の所掌に属するものを除く。）

八 電子申請システム及び公共施設予約システムに関すること。

九 市町情報化の支援に関すること。

十 地域政策局中他課の所掌に属しないこと。

第九条過疎・地域振興課の項の前に次のように加える。

都市圏魅力づくり推進課

一 都市活性化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

二 都市計画に関すること。（土木局都市計画課の所掌に属するものを除く。）

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）に関すること。

四 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）に関すること。

過疎・地域振興課の項を次のように改める。

過疎地域振興課

一 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。（都市圏魅力

づくり推進課の所掌に属するものを除く。）

- 二 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関すること。
- 三 中山間地域活性化対策の推進に関すること。
- 四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に関すること。
- 五 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）に関すること。
- 六 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）に関すること。
- 七 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）に関すること。
- 八 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）に関すること。

九 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に関すること。

十 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に関すること。

十一 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に関すること。

第十条環境保全課の項第十一号及び同条循環型社会課の項第七号中「及び都市局」を削る。

第十一条医療政策課の項に次の一号を加える。

十 財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

第十一条障害者支援課の項中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。

第十一条高齢者支援課の項中第五号及び第六号を削る。

第十二条商工労働総務課の項第十四号中「所屬」を「所掌」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 広島県立産業技術交流センターに関すること。

十七 広島県立産業会館に関すること。

第十二条職業能力開発課の項第六号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十五号）第二十条」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二十一条」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構に対する」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する」に改める。

第十二条産業政策課の項第四号を次のように改める。

四 産学連携の基盤づくりに関すること。

第十二条産業政策課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）に基づく知事の認定に関すること。

九 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第四号の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に關すること。

第十二条産業政策課の項第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 業種別の産業振興施策の企画及び総合調整に關すること。（他課の所掌に属するものを除く。）

第十二条産業政策課の項第二十号を第十六号とする。

第十二条次世代産業課の項二号を次のように改める。

二 一般機械、電気機械及び輸送用機械関係の産業振興施策の企画及び総合調整に關すること。

第十二条次世代産業課の項第三号及び第四号を削る。

第十二条海外ビジネス課の項の次に次のように加える。

ひろしまブランド推進課

一 ひろしまブランドに關する基本的事項の企画及び総合調整に關すること。
二 広島ブランドショップに關すること。（観光課及び農林水産局農業販売戦略課の所掌に属するものを除く。）

三 産業デザインに關すること。

四 伝統的工芸品産業の振興に關すること。

五 県産品の開発及び販路開拓に關すること。

六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に關する法律（平成十九年法律第三十九号）に關すること。

七 海の道構想の推進に關すること。

第十三条農林水産総務課の項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 農林水産物の販売に係る戦略的な広報に關すること。

第十三条農業販売戦略課の項第二号中「農産物」を「農畜水産物」に改め、同項に次の一号を加える。

十六 ひろしま地産地消推進県民条例（平成二十三年広島県条例第二十四号）に關すること。

第十三条林業課の項第五号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第十四条土木総務課の項二号を削り、同項第三号中「及び都市局」を削り、同号を同項二号とし、同項第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「都市局」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「都市局都市環境課」を「下水道公園課」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同条建設産業課の項第三号中「都市局」を削り、同条用地課の項第三号及び第五号中「都市局並びに」を

削り、同項第十一号及び第十二号中「都市局及び」を削り、同条技術企画課の項第六号及び第九号中「及び都市局」を削り、同条道路河川管理課の項第四号中「都市局都市整備課」を「都市計画課」に改め、同条港湾企画整備課の項の次に次のように加える。

都市計画課

- 一 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の契約その他の事務に関すること。
- 二 都市交通対策に関する総合調整に関すること。
- 三 都市計画に関すること。（地域政策局都市圏魅力づくり推進課の所掌に属するものを除く。）
- 四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為の規制に関すること。
- 五 都市計画法第四章第一節の規定による都市計画事業の認可等に関すること。（下水道公園課の所掌に属するものを除く。）
- 六 都市計画施設の整備に関すること。（下水道公園課の所掌に属するものを除く。）
- 七 市街地の再開発に関すること。
- 八 住宅市街地基盤整備事業の調整に関すること。
- 九 屋外広告物に関すること。
- 十 風致地区に関すること。
- 十一 都市公園の管理に関すること。
- 十二 広島県立みよし公園の管理に関すること。
- 十三 広島県立びんご運動公園の管理に関すること。
- 十四 広島県立せら県民公園の管理に関すること。
- 十五 土地区画整理に関すること。
- 十六 住宅市街地の開発に関すること。
- 十七 農住組合制度の調整に関すること。
- 十八 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）に関すること。
- 十九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に関すること。
- 二十 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。（県施行の街路事業に限る。）
- 二十一 優良宅地の認定に関すること。
- 二十二 被災宅地危険度判定制度に関すること。
- 二十三 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）に関すること。
- 二十四 広島県都市計画審議会に関すること。
- 二十五 広島県屋外広告物審議会に関すること。
- 二十六 広島県開発審査会に関すること。
- 二十七 他局及び土木局中他課の所掌に属しない都市行政に関すること。

下水道公園課

- 一 都市公園に関すること。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 二 広島県立みよし公園に関すること。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県立びんご運動公園に関すること。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 四 広島県立せら県民公園に関すること。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 五 都市緑化に関すること。
- 六 下水道の計画、調査及び整備に関すること。
- 七 下水道の管理に関すること。
- 八 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に関すること。
- 九 都市計画法第四章第一節の規定による都市計画事業の認可等に関すること。（下水道及び都市公園に係るものに限る。）
- 十 財団法人広島県下水道公社の事業運営に関すること。

建築課

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に関すること。
- 二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に関すること。
- 三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に関すること。
- 四 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）に関すること。
- 五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に関すること。
- 六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関すること。（建築物に係るものに限る。）
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）に関すること。
- 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に関すること。
- 九 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関すること。（宅地建物取引業者に係るものに限る。）
- 十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に関すること。
- 十一 広島県福祉のまちづくり条例（平成七年広島県条例第四号）に関すること。（健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- 十三 優良住宅の認定に関すること。
- 十四 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関すること。
- 十五 建築動態統計調査に関すること。
- 十六 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関すること。
- 十七 浄化槽法第五条の規定による特定行政庁の権限に関すること。

- 十八 景観法第三章の規定による違反建築物等に係る措置等に関する事。 (土木局建設産業課の所掌に属するものを除く。)
- 十九 景観法第四章の規定による景観協定の認可及び変更に係る同意に関する事。
- 二十 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の検査に関する事。
- 二十一 広島県建築審査会に関する事。
- 二十二 広島県建築士審査会に関する事。

住宅課

- 一 住宅施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
 - 二 県営住宅の管理に関する事。
 - 三 県営住宅事業費特別会計その他の住宅事業費に関する事。
 - 四 公営住宅法 (昭和二十六年法律第九十三号) に関する事。
 - 五 住宅地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号) に関する事。
 - 六 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法 (昭和四十六年法律第三十二号) に関する事。
 - 七 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二号) に関する事。
 - 八 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 (平成十年法律第四十一号) に関する事。
 - 九 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号) に関する事。
 - 十 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第四百十九号) に関する事。
 - 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) に関する事。
 - 十二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) に関する事。
 - 十三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 (昭和四十七年法律第三百二十二号) に関する事。
 - 十四 広島県住宅供給公社の事業運営に関する事。
 - 十五 住宅関係団体の指導に関する事。
 - 十六 広島県県営住宅管理等審議会に関する事。
- #### 営繕課
- 一 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事及び保全の企画に関する事。 (土木工事に附帯するものに係るものを除く。)
 - 二 建築物及び工作物の営繕工事、電気設備工事、機械設備工事の執行及び保全に関する事。 (他局及び土木局他課の所掌に属するものを除く。)
 - 三 県庁舎及び公舎の維持管理に係る技術的事項に関する事。

四 営繕工事、電気設備工事及び機械設備工事の指導に関すること。

五 市町その他の公共団体等の委託による建築工事の調査、設計及び監督に関すること。
第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、第二章第二節第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条会計総務課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条総務課の項第六号中「（会計総務課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 委託及び役務業務契約に係る電子入札の執行に関すること。（建設工事に係るものを除く。）

第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項の表総務局の部中「戦略推進課」を「経営企画チーム」に改め、同表健康福祉局の部障害者支援課の款広島県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」の下に「及び児童福祉法」を加え、同表土木局の部港湾企画整備課の款の次に次のように加える。

都 市 計 画 課	都 市 計 画 審 議 会	廣 島 県 屋 外 廣 告 物 審 議 会	廣 島 県 開 発 審 査 会	建 築 課		住 宅 課
				廣 島 県 建 築 審 査 会	廣 島 県 建 築 士 審 査 会	
都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。	都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。	広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の規定に基づき、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関し、知事が行う許可等の処分又はこれらに関する規定の設定について意見を答申するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議すること。	都市計画法の規定に基づき、同法第五十条第一項に規定する審査請求に対して裁決し、及び市街化調整区域に係る開発行為の許可に関し知事が付議した事項について審議すること。	建築基準法の規定に基づき、知事又は建築主事の処分に対する審査請求を裁定し、及び壁面線の指定その他知事が行う処分について同意を行うほか、知事の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。	建築士法の規定に基づき、二級建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、建築士の業務の停止その他知事が行う処分について同意を行う等同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。	広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県営住宅の入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議すること。

第二十条第一項の表都市局の部を削り、第二章第三節中第二十条を第十九条とする。

第三章第一節第一款中第二十一条を第二十条とし、第二十九条から第二十八条までを一条ずつ繰り上げ、同節第二款中第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十九条までを

一条ずつ繰り上げ、同節第三款中第四十条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とする。第四十二条の表広島県西部厚生環境事務所の項中「福祉課」を削り、同条を第四十一条とする。

第四十三条広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項中第十六号を第二十六号とし、第十五号を第二十五号とし、第十四号を第二十四号とし、同号の前に次の四号を加える。

二十 児童の健全育成に関すること。

二十一 母子家庭の福祉の向上に関すること。

二十二 寡婦の福祉の向上に関すること。

二十三 父子家庭の福祉の向上に関すること。

第四十三条広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項中第十三号を第十九号とし、第十号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の六号を加える。

十 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関すること。

十一 母子及び寡婦福祉法に関すること。

十二 生活保護法に関すること。（債権管理に係るものに限る。）

十三 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

十四 売春防止法に関すること。

十五 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。

第四十三条広島県西部厚生環境事務所の部福祉課の項を削り、同条を第四十二条とする。

第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とする。

第四十六条第二項を次に改める。

2 広島県西部厚生環境事務所広島支所は、前項に規定する事務のほか、生活保護法に関する事務を分掌する。

第四十六条を第四十五条とする。

第四十七条の表広島県西部厚生環境事務所広島支所の項中「厚生保健課」を「厚生課、福祉課、保健課」に改め、同表広島県東部厚生環境事務所福山支所の項中「厚生保健課」を「厚生課、保健課」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十八条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部厚生保健課の項中「厚生保健課」を「厚生課」に改め、第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

福祉課

一 母子及び寡婦福祉法に関すること。

二 生活保護法に関すること。

三 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。（

安芸郡府中町の区域に係るものを除き、債権管理に係るものに限る。）

保健課

- 一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関する事。

第四十八条広島県東部厚生環境事務所福山支所の部厚生保健課の項中「厚生保健課」を「厚生課」に改め、第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

保健課

- 一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関する事。

第四十八条を第四十七条とし、第四十九条を第四十八条とする。
第三章第一節第四款第一目中第五十条を第四十九条とし、第五十一条から第五十六条までを一条ずつ繰り上げる。

第五十七条の表広島県西部保健所広島支所の項及び広島県東部保健所福山支所の項中「厚生保健課」を「厚生課、保健課」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十八条厚生保健課の前に次のように加える。
厚生課（広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。）

- 一 支所の総合調整に関する事。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関する事。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 三 食品衛生監視員等の身分証票等の交付に関する事。
- 四 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 五 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 六 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 八 医療法に関する事。
- 九 歯科技工士法に関する事。
- 十 臨床検査技師等に関する法律に関する事。
- 十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に関する事。
- 十二 柔道整復師法に関する事。
- 十三 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- 十四 死体の解剖及び保存に関する事。
- 十五 救急医療に関する事。
- 十六 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- 十七 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令、質問及び立入検査に関する事。

保健課（広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。）

- 一 環境保健に関すること。
 - 二 歯科保健に関すること。
 - 三 予防接種に関すること。
 - 四 感染症予防に関すること。
 - 五 難病に関すること。
 - 六 特定疾患に関すること。
 - 七 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
 - 八 小児特定疾患に関すること。
 - 九 広島県感染症診査協議会に関すること。
 - 十 健康増進に関すること。
 - 十一 母子保健に関すること。
 - 十二 児童福祉法に基づく療育に関すること。
 - 十三 児童虐待の防止等に関する法律に関すること。
 - 十四 母体保護に関すること。
 - 十五 保健指導に関すること。
 - 十六 栄養改善及び栄養士に関すること。
 - 十七 中高年保健医療対策に関すること。
 - 十八 障害者自立支援法に基づく自立支援医療に関すること。（厚生課の所掌に属するものを除く。）
 - 十九 肝炎対策に関すること。
 - 二十 前各号のほか、疾病の予防に関すること。
- 第五十八条厚生保健課の項中「厚生保健課」を「厚生保健課（広島県西部保健所呉支所に限る。）」に改め、第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第五十七条とする。
- 第五十九条を第五十八条とする。
- 第三章第一節第四款第二目中第六十条を第五十九条とし、同節第五款中第六十一条を第六十条とし、第六十二条を第六十一条とし、同節第六款中第六十三条を第六十二条とし、第六十四条から第六十六条までを一条ずつ繰り上げ、同節第七款中第六十七条を第六十六条とする。
- 第六十八条第一項第七号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改め、同条を第六十七条とする。
- 第六十九条を第六十八条とする。
- 第七十条広島県西部子ども家庭センターの部相談援助課の項第七号、広島県東部子ども家庭センターの部相談援助課の項第七号及び広島県北部子ども家庭センターの部相談援助課の項第八号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障

「害児入所医療費」に、「障害児施設等」を「障害児入所施設等」に改め、同条を第六十九條とする。

第七十一條を第七十條とする。

第三章第一節第八款中第七十二條を第七十一條とし、第七十三條から第七十八條までを一條ずつ繰り上げる。

第七十九條の表広島県西部農林水産事務所農林事業所の項中、「沖美農業水利改良課」を削り、同條を第七十八條とする。

第八十條広島県西部農林水産事務所農林事業所の部沖美農業水利改良課の項を削り、同部林務課の項第十六号、広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部林務課の項第十七号及び広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部林務課の項第十六号中「傷病鳥」を「死亡野鳥・傷病鳥」に改め、「こと。」の下に「（へい死鳥獣取扱事務を除く。）」を加え、同條を第七十九條とする。

第八十一條を第八十條とし、第八十二條を第八十一條とし、第八十三條を第八十二條とし、第八十四條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とする。

第八十四條を第八十三條とし、第三章第三節第十二款中第六十一條から第六十三條までを三條ずつ繰り下げる。

第六十條を第六十三條とし、第六十九條を第六十二條とし、第六十八條を第六十一條とする。

第六十七條中「第十六條第五項」を「第十六條第四項」に改め、第三章第三節第十款中同條を第六十條とする。

第六十六條を第六十九條とし、第六十五條を第六十八條とし、第六十四條を第六十七條とする。

第六十三條中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に改め、第三章第三節第十款中同條を第六十六條とする。

第六十一條及び第六十二條を削り、第六十條を第六十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

(内部組織)

第六十四條 次表上欄に掲げる職業能力開発校に、当該下欄に掲げる課を置く。

職業能力開発校名	課名
広島県立広島高等技術専門校	庶務課
広島県立呉高等技術専門校	訓練課
広島県立三次高等技術専門校	
広島県立福山高等技術専門校	

(各課の分掌事務)

第六十五條 職業能力開発校の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 校の庶務に関する事。
- 二 技能労働力等の調査に関する事。
- 三 前二号のほか、訓練課の所掌に属しない事。

訓練課

- 一 訓練計画に関する事。
- 二 学科指導及び実習指導に関する事。
- 三 訓練生の入退校及び修了に関する事。
- 四 訓練生の身上及び生活指導に関する事。
- 五 訓練生の製作品の処理に関する事。
- 六 訓練生の募集、選考及び修了後の就職について公共職業安定所に対する援助に関する事。
- 七 訓練生の実態調査に関する事。
- 八 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関する事。

第四百九十九条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改め、第三章第三節第九款と同条を第五百五十二条とする。

第三章第三節第八款中第四百八十八条を第五百五十一条とし、第四百四十五条から第四百四十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第三節第七款中第四百四十四条を第四百四十七条とし、第四百四十三条を第四百四十六条とする。

第三章第三節第六款中第四百四十二条を第四百四十五条とし、第三百九十九条から第四百四十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第三節第五款中第三百三十八条を第四百四十一条とし、第三百三十五条から第三百三十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第三節第四款中第三百三十四条を第三百三十七条とし、第三百三十一条から第三百三十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第三節第三款中第三百三十条を第三百三十三条とし、第二百二十九条を第三百三十二条とする。

第二百二十八条第二項食品工業技術センターの部食品加工研究部の項の次に次のように加える。

凍結含浸本格普及プロジェクトチーム

- 一 凍結含浸技術に係る試験研究及び技能指導に関する事。
- 二 凍結含浸技術に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関する事。

第二百二十八条を第三百三十一条とする。

「食品加工研

第二百二十七条第二項の表食品工業技術センターの部中「食品加工研究部」を 凍結含浸本

究部

格普及プロ に改め、同条を第三百三十条とする。

―ム

第三章第三節第二款中第二百二十六条を第二百二十九条とし、第二百五条を第二百二十八条とする。

第三章第三節第一款中第二百二十四条を第二百二十七条とし、第二百十三条を第二百二十六条とする。

第三章第二節第六款中第二百二十二条を第二百五条とし、第二百一条を第二百二十四条とする。

第三章第二節第五款中第二百二十条を第二百二十三条とし、第十九条を第二百二十二条とする。

第三章第二節第四款中第一百八条を第二十一条とし、第一百七条を第二十条とする。

第三章第二節第三款中第一百六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第一百十四条第二号中「第一百十二条」を「第一百五十五条」に、「総務局戦略企画チーム、戦略推進課」を「総務局経営企画チーム」に、「土木局並びに都市局」を「並びに土木局」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第三章第二節第二款中第一百三十三条を第一百六条とし、第一百十二条を第十五条とし、第十一一条を第十四条とする。

第三章第二節第一款中第一百十条を第一百三十三条とし、第七七条から第九九条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第一節第十三款中第九六条を第九九条とし、第九二条から第九五条までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第一節第十二款中第一条を第一百四条とする。

第一百条の表広島県西部建設事務所東広島支所の部中「広島県西部建設事務所東広島支所福富ダム管理事務所」の項を削り、同条を第一百三二条とする。

第九十九条を第二百二条とする。

第九十八条広島県西部建設事務所廿日市支所の部土木課の項第三号中「土木工事」を「他課の所掌に属しない土木工事」に改め、同項の次に次のように加える。

厳島港整備課

一 厳島港の整備に関すること。

二 港湾及び漁港に係る工事並びに港湾及び漁港に係る海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。（厳島港の整備に関することを除く。）

三 国又は県の補助により市が行う港湾及び漁港の災害復旧等に係る工事の指導及び監督に関すること。

第九十八条を第一条とする。

第九十七条の表広島県西部建設事務所廿日市支所の項中「土木課」の下に「、厳島港整備課」を加え、同条を第百条とする。

第九十六条を第九十九条とし、第九十五条を第九十八条とし、第九十四条を第九十七条とする。

第九十三条広島県東部建設事務所の部港湾課の項第四号中「（維持修繕工事に係るものを除く。）」を削り、同条を第九十六条とする。

第九十二条を第九十五条とし、第九十一条を第九十四条とし、第九十条を第九十三条とする。

第三章第一節第十一款中第八十九条を第九十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第九十一条 次表の上欄に掲げる家畜保健衛生所に当該下欄に掲げる課を置く。

家畜保健衛生所名	課名
広島県西部家畜保健衛生所	畜産振興課、防疫課、病性鑑定課
広島県東部家畜保健衛生所	畜産振興課、防疫課
広島県北部家畜保健衛生所	畜産振興課、防疫課

（各課の分掌事務）

第九十二条 畜産事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部家畜保健衛生所

畜産振興課

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 地域の家畜衛生業務の企画及び調整に関すること。
- 三 家畜の伝染病予防に関すること。
- 四 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること。
- 五 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。
- 六 地方的特殊病の調査に関すること。
- 七 獣医事に関すること。
- 八 その他家畜衛生の向上に関すること。
- 九 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

防疫課

- 一 家畜の伝染病予防に関すること。（畜産振興課に属するものを除く。）
- 二 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。

病性鑑定課

家畜の病性鑑定に関すること。

広島県東部家畜保健衛生所

畜産振興課

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 地域の家畜衛生業務の企画及び調整に関すること。
- 三 家畜の伝染病予防に関すること。
- 四 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること。
- 五 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。
- 六 地方的特殊病の調査に関すること。
- 七 獣医事に関すること。
- 八 その他家畜衛生の向上に関すること。
- 九 前各号のほか、防疫課の所掌に属しないこと。

防疫課

- 一 家畜の伝染病予防に関すること。（畜産振興課に属するものを除く。）
- 二 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。

広島県北部家畜保健衛生所

畜産振興課

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 地域の家畜衛生業務の企画及び調整に関すること。
- 三 家畜の伝染病予防に関すること。
- 四 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること。
- 五 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。
- 六 地方的特殊病の調査に関すること。
- 七 獣医事に関すること。
- 八 その他家畜衛生の向上に関すること。
- 九 前各号のほか、防疫課の所掌に属しないこと。

防疫課

- 一 家畜の伝染病予防に関すること。（畜産振興課に属するものを除く。）
- 二 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。

第八十八条を第八十九条とする。

第三章第一節第十款中第八十七条を第八十八条とし、第八十六条を第八十七条とする。

第三章第一節第九款中第八十四条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第八十五条 次表の上欄に掲げる畜産事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

畜産事務所名	課名
--------	----

広島県西部畜産事務所	畜産振興課、防疫課、病性鑑定課
広島県東部畜産事務所	畜産振興課、防疫課
広島県北部畜産事務所	畜産振興課、防疫課

(各課の分掌事務)

第八十六条 畜産事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部畜産事務所

畜産振興課

- 一 畜産の生産構造改革の推進に関すること。
- 二 畜産物の生産及び流通に関すること。
- 三 家畜の改良増殖並びに草地の造成及び改良に関すること。
- 四 畜産経営に係る環境整備に関すること。
- 五 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること。
- 六 動物用薬事に関すること。
- 七 飼料の安全に関すること。
- 八 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

防疫課

畜産の生産構造改革の推進に関すること。(畜産振興課に属するものを除く。)

病性鑑定課

畜産の生産構造改革の推進に係る支援に関すること。

広島県東部畜産事務所

畜産振興課

- 一 畜産の生産構造改革の推進に関すること。
- 二 畜産物の生産及び流通に関すること。
- 三 家畜の改良増殖並びに草地の造成及び改良に関すること。
- 四 畜産経営に係る環境整備に関すること。
- 五 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること。
- 六 動物用薬事に関すること。
- 七 飼料の安全に関すること。
- 八 前各号のほか、防疫課の所掌に属しないこと。

防疫課

畜産の生産構造改革の推進に関すること。(畜産振興課に属するものを除く。)

広島県北部畜産事務所

畜産振興課

- 一 畜産の生産構造改革の推進に関すること。
- 二 畜産物の生産及び流通に関すること。

- 三 家畜の改良増殖並びに草地の造成及び改良に関する事。
- 四 畜産経営に係る環境整備に関する事。
- 五 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事。
- 六 動物用薬事に関する事。
- 七 飼料の安全に関する事。
- 八 前各号のほか、防疫課の所掌に属しない事。

防疫課

畜産の生産構造改革の推進に関する事。（畜産振興課に属するものを除く。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。